

関係各省からの回答(全文)

担当省庁	厚生労働省	文部科学省		農林水産省
種類	第三種郵便物（心身障害者用低料第三種郵便物） 第四種郵便物（点字郵便物・特定録音物等郵便物）	第四種郵便物		
1. 政策目的としての妥当性や必要性		(通信教育用郵便物)	(学術刊行物郵便物)	(植物種子等郵便物)
	<p>インターネットについては、音声読み上げソフトの利用や点字データ等の配信サービス等により、視覚障害者による情報のやり取りが可能となっているところであり、制度導入時から比べれば視覚障害者の情報バリアフリー化は進んでいます。</p> <p>一方で、高齢者層も多い視覚障害者には、インターネットや電子メールなどの代替手段が、十分普及しているとはいえ、情報伝達手段を点字、録音物に頼っている者の存在を否定できず、従って、今日においてもその政策目的の妥当性を失っていないと考えます。</p> <p>※ 身体障害者・身体障害児実態調査（平成 18 年）によると、視覚障害者の情報の入手方法について、ホームページや電子メールによる情報の入手が 6.6% に留まっている。</p> <p>※ 視覚障害者総数 31 万 5,500 人のうち、60 歳以上の者は 78.7% である。（平成 23 年生活のしづらさに関する調査）</p> <p>また、心身障害者用低料第三種郵便物については、創設当初は、障害者基本法第 23 条の障害者等の経済的負担の軽減を踏まえ、第三種郵便物より低料な利用料としての措置が行われていたものと思われまます。</p> <p>障害者が円滑に情報を取得するためには、国及び地方公共団体の情報提供の他、障害者団体による機関誌や定期刊行物は重要なものとなっており、これに一定の配慮をして頂くことは重要であると考えています。</p>	<p>通信教育は、時間的及び地理的制約を受けることなく各人の自発的意思により利用できる学習システムとして、学校教育及び社会教育において重要な役割を担っているところ。</p> <p>例えば、高等学校や大学等における通信教育や認定社会通信教育は、一億総活躍社会の実現を図っていく中で、国民の多様な教育・学習の機会を確保する上でも重要な役割を担っている。</p> <p>通信制高等学校は、戦後より、中学校を卒業して勤労に従事するなど、全日制及び定時制の課程に通学することが困難な青少年に対して教育機会の確保に重要な役割を担ってきた。近年、勤労青年の数は減少傾向にある一方、不登校経験者等の自立に困難を抱える者に対する受け皿として、制度発足当初とは異なった形でその重要性が高まっており、平成 27 年度は通信制高等学校に約 18 万人が在籍している。大学通信教育は、教育の機会均等の考えの下、門戸を広く開放し、学修意欲を持ちながらも地理的・時間的制約など様々な理由でその実現に困難を伴う人たちの期待に応えようとする正規の大学教育課程であり、43 大学、27 大学院、11 短期大学において、およそ 24 万人が学んでいる。このうち放送大学は、教育に対する強い関心や多様な学習意欲の高まり、利便性の観点から、在学者は増加傾向にあり、平成 28 年度は約 9 万人が利用しており、我が国の生涯学習を支える中核的な機関としての役割も果たしている。</p> <p>また、学校または一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で、社会教育上奨励すべきものについては、「認定社会通信教育」として認定を与えており（社会教育法第 51 条第 1 項）、公益性の高い学習機会を時間的及び地理的制約を受けることなく利用できるシステムとして、平成 27 年現在、約 6.4 万人が利用するなど国民に広く普及している。</p> <p>第四種郵便は、これらの通信教育の普及や通信教育利用者の経済的負担を軽減し、教育の機会を一層拡大する極めて公共性の高いサービスと言え。そのため、その廃止に伴う経済的負担は、生徒、学生及び受講者が負担するのみならず、通信教育を提供する通信制高等学校・大学等や認定社会通信教育実施団体等に転嫁され、最終的には利用者さらなる経済的負担を強いることとなり、ひいては教育・学習の機会の制限につながる。</p> <p>第四種郵便の料金値上げに関する議論は、時間的・地理的等様々な理由から通信教育を選択した学習者の未来を切り開いていこうとする期待を裏切るものであり、政府一丸となって地方創生や一億総活躍社会を実現に向け取り組んでいる中、その方向とも逆行するものである。働き方改革を進めていく上で、働きながら学ぶことを可能とする通信教育はより一層重要なものとなっており、第四種郵便のこれまでと同料金での制度を維持し、教育の機会均等、国民の生涯学習社会の実現、一億総活躍社会等の実現を図るべきである。</p> <p>なお、情報技術の発展から、e-ラーニングなどの ICT を活用した教育は進みつつあるが、通信制高等学校や大学通信教育等の生徒・学生や認定社会通信教育の受講者は、通学制と比して極めて多様な年齢・職業・背景等の生徒、学生及び受講者により構成されているため、ICT を十分に活用できない者などに配慮する観点からも、教育現場にとって郵便の活用の重要性は制度創設以降なんら変わらない。</p> <p>また、生徒、学生及び受講者とは日常的に対面が困難なことから、印刷物としての教材（教科書や学習指導書など）が重要な役割を担っており、生徒、学生及び受講者からの提出物（レポート等）には、インターネット経由での提出になじまないもの（例えば、まとまった論文、手書きや写真等による図表資料、作品など）も多い。このように、教育効果を高める観点からも、郵便を利用した紙媒体でのやりとりが必要不可欠である。</p> <p>また、メール便等は第四種郵便に比して費用が格段に高くなることから、経済的負担の軽減の観点からなお、第四種郵便の必要性は高いと言える。</p> <p>（参考：個人の利用が容易かつ代表的なメール便である「ゆうメール」との価格比較）</p> <p>【第四種郵便】100g 以内 15 円（さらに 100g ごとに+10 円、上限 1kg（教科用の図書を内容とするものは 3kg）以内）</p> <p>【ゆうメール】重量 ～150g ～250g ～500g ～1kg ～2kg ～3kg 運賃 180 円 215 円 300 円 350 円 460 円 610 円</p>	<p>学術研究の振興に資することを目的として、学術刊行物を第四種郵便物として指定し、低廉な郵送料を適用する制度は、経営基盤が脆弱な学術団体を支援し、学術情報の流通促進において重要な役割を果たしております。</p> <p>インターネットが普及し、電子ジャーナルとして学術刊行物を発行する学術団体が増えているものの、未だ半数以上の学術刊行物は紙媒体によって発行されている状況です。本制度が廃止された場合、第四種郵便に比べて割高な民間事業者によるメール便などに切り替えることとなり、経営基盤が脆弱な学術団体に対して学術刊行物の発送に係る費用を新たに発生させることは、学術情報の流通促進を大きく妨げ、学術研究の振興に支障を来す結果となります。</p> <p>※ 郵送物の重量によってはより安価な場合もあると承知しておりますが、本制度が一律廃止された場合の切り替えによる学術団体の負担は極めて大きいと考えます。</p>	<p>我が国の農業は、少量多品目生産が特徴であるが、これは国民の幅広いニーズへの的確な対応、栽培適地での農業生産の実現に不可欠であり、この多品目生産によって我が国の高品質な農産物の生産基盤を維持させてきた。</p> <p>・種子は、常温で長期間保管すると発芽率等の品質が劣化するため、農家は作期毎に入手する必要がある。農家は、毎年、最も適した品種の種苗を全国にある種苗メーカー等から入手する必要があるため、近年でも郵送によって供給されており、その多くが 1kg 未満である。</p> <p>・こうしたことから、第四種郵便は、大半の農家が利用してきているものである。農家は厳しい農業経営の中、農業生産コストを低下させる努力を強いられており、農業の生産性の向上を実現していることから、植物種子等郵便物が第四種郵便とされている意義は大きい。</p> <p>・仮に、植物種子が第四種から除外された場合、現在の種苗費に増額分の輸送費が加算され、農業生産コストの増加に繋がり、農業の生産性をより一層低下させることとなるため、第四種郵便物の制度の維持は必須であると考えている。</p> <p>・さらに、中山間地においては、農業が地域の基幹産業となっている地域が大半で、農家は種苗店での種苗の入手が困難であることから第四種郵便による種苗の郵送の効果は計り知れないものがある。</p> <p>・なお、農業生産資材については、TPP を受け、農業所得を増大させるため、農業生産資材の低コスト化が強く求められており「総合的な TPP 関連対策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日内閣官房 TPP 政府対策本部決定）においても農業生産資材対策が継続審議項目とされており、政府及び与党においても現在検討が重ねられている。</p> <p>また、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日決定）においても農業の価格形成の見直し、生産コストの低減が決定されているところ。</p>

2. 外部補助の検討可能性など	本制度については、国民の福祉の増進、障害者の情報保障という観点から、重要な制度であると考えておりますが、郵便物の発送に係る外部補助については、既存予算の確保も極めて厳しい中で、郵便制度を所管していない当省において新たに外部補助にかかる予算措置をすることは困難です。	現下の財政事情に鑑みれば、当省からの財政的代替的な支援を行うことについては、極めて困難である。(赤字補償については、国が「郵便事業の独占実施」を義務づけている以上、郵便行政の監督省において負担されるものと考える。)	当省では、科学研究費助成事業において「研究成果公開促進費(国際情報発信強化)」を設け、一定の条件の下で学術団体等が刊行する出版物の刊行に必要な経費の助成を行っております(下記4)。 「郵政民営化の基本方針について」(平成16年9月10日閣議決定)において、特別送達等の公共性の高いサービスについても提供義務を課すことが盛り込まれている中で、公共の福祉の増進を目的とする社会貢献の一環として、民営化後も引き続き日本郵便事業株式会社において学術刊行物の第四種郵便への指定が継続されてきたと承知しておりますので、本制度の継続により、学術研究の振興に必要な不可欠な学術情報の流通促進に引き続き貢献いただくことを、強くお願いするものであります。	第四種郵便による種苗の輸送費の低減は、多くの農家の農業経営に資するものであり、農家の持続的発展に重要な役割を果たすものとともに、これによって広く国民の食料の安定供給につながっていることからこの受益は、農家のみならず国民全体のメリットとなっている。このため、公共性は高くユニバーサルサービスとして維持することが適切であると考えている。
3. 利用者のニーズと貴省の政策目的の実現への貢献度	利用者のニーズについては、障害当事者や御省との各種協議の場においても、視覚障害者に対する情報誌の発送が、視覚障害者が生活情報や制度・政策情報を入手する上で必要不可欠なものとなっており、それらの低料金ないし無料による発送支援の利用者ニーズは高いものと認識しています。	平成27年中に文部科学省認定の社会通信教育を受講した者は、のべ約6.4万人であり、当省の把握しているところでは、通信教育団体からの受講者への教材、補助教材等の送付、受講者から通信教育団体への学習成果物の送付の際に第四種郵便を利用している。 大学通信教育については、平成28年度現在、約24万人が学んでいる。このうち、例えば、放送大学については、約9万人が学んでおり、同大学全体における第四種郵便の利用実績(平成27年度)は、大学から学生への送付件数が100万件、学生から大学への送付件数が19万件となっている。 平成27年度に通信制高等学校に在籍する生徒は18万人であり、これら生徒が卒業までに必要な単位数(74単位)の取得にあたっては、学習指導要領上、1単位について1~3回の添削指導が義務付けられているため、多数にわたって第四種郵便が利用されている。	現在、学術団体が発行する学術刊行物の半数以上が紙媒体による発行を行っていることから、本制度は、学術研究の振興のために必要不可欠な学術情報の流通促進に、重要な役割を果たしているものと考えております。	・従来より、第四種郵便は、宅配便等と比べて非常に安く料金設定されているため農業生産を行うにあたって不可欠な種苗の入手にあたり、全国の農家(約2百万戸)のうち大半で利用されていると考え、制度の維持についてのニーズは高い。 ・国民の食料の安定供給の確保及び農業の持続的な発展は、「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)に定められている基本的な理念であり、国はこれにのっとり必要な施策を講じる責務があることから、第四種郵便制度による種苗輸送費の維持は国の政策目的に直接的に貢献するものといえる。
4. 直接又は間接を問わず関連する支援措置(予算、補助金、委託費等)	(心身障害者用低料第三種郵便物) 当省においては、郵便制度ないし郵便物の発送に関する支援措置は、ございません。 (第四種郵便物) 1 措置内容:「視覚障害者用図書事業等委託費」の一部 視覚障害者用図書事業及び視覚障害児用図書事業(点字図書、録音図書等の製作のデジタルデータ化、様々な媒体(紙、CD等)での貸出)、視覚障害者行政情報等提供事業(国内外の障害保健福祉関連情報等を点字版や音声版の広報により提供) 予算額(平成28年度):1億2,138万円 2 措置内容「高度情報通信等福祉事業費」の一部 視覚障害者用図書情報ネットワーク運営事業(視覚障害者がインターネットを利用し、自宅に居ながら、全国の点字図書館の蔵書、製作中図書の検索及び貸出予約等を行うことが出来る視覚障害者用図書情報ネットワーク「サビエ」を運営)、点字ニュース即時提供事業(視覚障害者に対して、日々の新聞ニュースを点字データのインターネット配信等により提供) 予算額(平成28年度):8,241万円	・社会通信教育の振興に必要な経費 通信教育課程の充実、受講者研究会の開催、普及資料の作成及び調査研究(H16年度 1,451万円) →平成22年度に廃止 ※ 学校や一般社団法人等の行う通信教育で、社会教育上奨励すべきものについては、中央教育審議会に諮問した上で文部科学大臣が「文部科学省認定社会通信教育」として認定。文部科学省認定社会通信教育の課程を優れた成績をもって修了した者に対しては、文部科学大臣名の賞状を交付。 ・学校教育設備整備等補助金(定時制高等学校等設備整備費等) 公立高等学校の通信教育の運営等に要する経費の一部を当該学校の設置者に対して補助(H16年度 4,461万円) →「三位一体の改革について(平成16年11月26日)政府・与党合意」に基づき平成17年度に廃止 ・高等学校定時制及び通信制教育振興奨励費補助金 経済的理由により修学が困難な生徒に対する、通信制課程等への修学奨励費の貸与(H16年度 7億2,241万円) →「三位一体の改革について(平成16年11月26日)政府・与党合意」に基づき平成17年度に廃止	措置内容:科学研究費助成事業の「研究成果公開促進費(国際情報発信強化)」というメニューにおいて、出版社及び大学、研究機関等を除き、かつ、所在地が日本国内にある学術団体等に対し、研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組に対して、その刊行に必要な経費を助成しております。 予算額(平成28年度):3億8,430万円	植物種苗の輸送費に係る支援措置はない。

<p>5. その他</p>	<p>今後の関係施策の検討にあたっては、本制度を利用する障害当事者からの意見も十分にお聞きいただくよう、ご配慮をお願いします。</p>	<p>下記のとおり、国会での議論もふまえれば、相当程度低廉な料金での第四種郵便制度の維持が必要だと考える。</p> <p>文部科学省としては、通信教育用郵便物は政策的意義の高いものであり、他の方法での代替も困難であるため、引き続き第四種郵便物として整理し、現在の郵便料金は変更せず、公共性の高い社会的ニーズに応えていただきたい。</p> <p>◆平成 17 年 7 月 20 日 郵政民営化に関する特別委員会 (竹中平蔵国務大臣)</p> <p>社会貢献業務対象外の第三種・第四種郵便の割引率、これは民営化後も現行の水準を維持することが期待されているのではないかとのお尋ねでございますけれども、この第三種、第四種の料金は公社が定めて、同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること等の認可基準の下で総務大臣の認可を受けることとしているわけでございますけれども、民営化後におきましても、これは今もそうになっているわけですが、民営化後におきましても改正郵便法案によりまして同様の仕組みで料金設定が行われることになるものでございます。社会・地域貢献業務対象外の第三種・<u>第四種郵便物の政策的低料金についても適切に設定をされるという仕組み</u>になっているわけでございます。</p> <p>民営化後も現行の料金水準が維持されるかについては、これは総務大臣が、これは料金認可制の下でそれぞれの政策的な必要性、経営努力を前提としました郵便事業会社の経営状況等も勘案して適切に判断するということになるわけですが、特殊会社である郵便事業会社におきましても業務の効率は進めていただく、その業務の効率を進めながら、<u>第三種・第四種郵便物が社会的に果たしている役割の重要性、そして企業の社会貢献の重要性等々を踏まえ、引き続き適切に対応するということを期待</u>をしているところでございます。</p> <p>◆平成 17 年 10 月 7 日 郵政民営化に関する特別委員会 (竹中平蔵国務大臣)</p> <p>不採算のものも含めまして、そうしたサービスを提供する義務を課しているわけです。これは民営化された後も課すんです。これは先ほど言いましたように、<u>民営化後もこの対象、第三種、四種の対象は変更せず、引き続きその義務を、提供を義務づけることを課</u>します。そこを、先ほど離島のサービスを例に出したのは、離島のサービスも、別に第三種、四種ではありませんけれども、同じように不採算だけれども、提供する社会的な責務を負っていただくわけです。それをリザーブエリア、別のところでしっかりと利益を稼ぐシステムを残しておいて、それでやっていただく。</p>	<p>—</p>	<p>1でも述べたようにTPPを受け、農業所得を増やすため、農業生産資材の低コスト化は「総合的なTPP関連対策大綱」の継続検討項目として、政府及び与党でも議論が進められていることから、TPPの批准が政府全体の重要課題とされている今、植物種子等郵便物の第四種郵便の見直しを行うことは適切ではないと考える。</p>
---------------	---	---	----------	---